

生産者等による農漁業体験コンテンツ造成プログラム運営業務  
事業者公募（プロポーザル）実施要領

1 業務名称

生産者等による農漁業体験コンテンツ造成プログラム運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

金5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結日から2026年3月31日

(4) 履行場所

神戸市経済観光局農水産課

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- 神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。
- 契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

- 原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、共同企業体として参加する場合は、構成員のすべてが該当していること。複数の事業者等により構成される共同事業体の場合当該構成員は、単独で本公募に参加していないこと。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有しない場合は、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

#### 5 スケジュール

(1) 公募開始	2025年3月24日(月曜)
(2) 参加申請書類及び質問受付締切	2025年4月11日(金曜)正午
(3) 質問に対する回答	2025年4月18日(金曜)予定
(4) 企画提案書の提出期限	2025年5月8日(木曜)正午
(5) 選定委員会	2025年5月15日(木曜)午後 予定
(6) 選定結果通知	2025年5月中旬予定
(7) 契約締結・事業開始	2025年5月下旬予定
(8) 事業完了	2026年3月31日(月曜)

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書等の提出

###### ① 受付期間

2025年4月11日(金曜)正午

###### ② 提出方法

本要領 9 に定める担当部署に、電子メールでAdobePDFにて提出。

※電子メールの発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。

###### ③ 提出書類（各1部）

※証明書類等はいずれも写し可、ただし市が求めた時は原本を提出すること。

ア)	参加申込兼資格審査申請書兼質問書【様式1】
イ)	会社・団体概要（定款、規約等含む。様式任意）・直近1年分の貸借対照表及び損益計算書 ※準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合、その事実がわかる資料を添付すること。
ウ)	法人登記簿又は登記事項全部証明書 ※発行日から3か月以内のもの
エ)	法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書 ※直近1年分の証明／発行日から3か月以内のもの ※未納がないことを証明する納税証明書によること
オ)	誓約書【様式2】
カ)	神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式3】
キ)	【共同企業体のみ】 共同企業体結成届出書【様式4】

※共同企業体で応募する場合、すべての構成員についてイ～カを提出

※令和6・7年度神戸市入札参加資格を有する場合は、エ・カは提出不要

※エ)について、会社設立1年未満のため発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由、代表者印を押印したもの）を提出すること。

## (2) 質問への回答の公表

### ① 参加資格に関すること

随時回答する。質問内容及び回答については、原則公表しないものとする。

### ② 実施要領（参加資格を除く）、仕様書等に関すること

- 回答は仕様書の追補とみなし、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を参加者全者に対して、下記日時に電子メールで回答し、下記ホームページにて公開する。なお、質問した事業者名は公表しない。

回答予定：2025年4月18日(金曜)

（公募情報に関するページ  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kanko/nogyogyo/zigyosha.html#kobo>
）

### ③ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、応募者が次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を繰り上げるものとする。

- 本書4の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- 本書6(1)③に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 企画提案書及び見積書の提出

① 提出期間

2025年4月21日(月曜)～2025年5月8日(木曜)正午

② 提出方法

本要領 9 に定める担当部署に電子メールで提出

※電子メールの発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。

③ 提出書類

電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。

ア)	生産者等による農漁業体験コンテンツ造成プログラム運営業務に係る企画提案書の提出について【様式5】(1事業者につき1案)
イ)	企画提案書(任意様式。ただしA4サイズ・40ページ以内) それぞれの業務において、下記の事項については提案書に必ず盛り込むこと。 ■全体 事業の目的・概要・効果・方針・スケジュール ■業務(1)プログラムに参加する生産者等(以下、「参加者」という)の発掘・募集業務 ①参加者の発掘・募集方法 ②参加者の選定方法 ■業務(2)プログラムの実施 ①プログラムの回数・スケジュール・進め方、フォロー体制 ②コンテンツの実施・販売・検証方法 ③参加者の相互交流の方法・スケジュール ■業務(3)広報(プログラム実施後の波及) ①コンテンツの実施・検証レポートの公開内容・方法 <注意事項> ・本業務の履行により制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利(以下、著作権等)については、神戸市委託契約約款(以下、約款)第8条に定める通り、原則として市に帰属するが、提案内容により著作権等の扱いついて例外を求める場合は、提案時に申し出ること。
ウ)	提案項目の記載場所一覧(任意様式) ・上記で定める必須提案事項の記載場所が分かるよう、イ)企画提案書上のページ番号等を一覧で示すこと。
エ)	見積書(任意様式)

#### (4) 著作権等について

企画提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

### 7 選定に関する事項

#### (1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審査基準	配点
業務目的の理解	業務目的および内容を十分理解した上での提案内容となっているか。 ・業務目的を理解し、企画内容に反映できているか。 ・神戸の農漁業に関心・理解のある関係人口や販路の拡大、生産者の収入増につながる個別フォロープログラム（以下、プログラム）となっているか。	20
業務遂行能力	業務を実施するにあたり、ノウハウを備え、円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。また、本市及び生産者等と密な連携体制を取りながら、業務を進めるための体制となっているか。 ・事業内容に対して適切な人材を配置し、事業を実施するにあたり、体制が十分か。 ・プログラム参加者の新規発掘・声掛けや個別フォローの実施等にあたり、連携先等の必要なネットワークやノウハウを保有しているか。	20
提案内容	事業目的を踏まえた実現可能な内容を具体的に示しているか。 ・持続可能な形で継続・自走に向けた取組になるプログラムとなっているか。 ・参加者に寄り添い、参加者が主体的にコンテンツを造成するプログラムになっているか。 ・コンテンツの高付加価値化や魅力的な商品化等、販売に向けて必要なノウハウを生産者等に伝える内容になっているか。 ・事業検証を含め、本業務終了後、生産者等自らがコンテンツ化や販売に向けて継続的に取り組むような内容になっているか。 ・今後コンテンツ実施・販売のノウハウを横展開していけるような波及効果のある広報方法を提案しているか。	50

<p>提案者の所在地</p>	<p>地元企業を優先的に取り扱う  a.地元企業（応募者の本社所在地が神戸市内）10 点  b.準地元企業  （本社が市内にないが、支店等が市内にある）5 点  ※共同事業体で参加する場合は、構成員となる事業者すべてに対して判断し、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。  （例）市内企業×市内企業  →（10 点+10 点）／2 = 10 点  市内企業×準地元企業  →（10 点+5 点）／2 = 8 点  準地元企業×市外企業  →（5 点+0 点）／2 = 3 点</p>	<p>10</p>
----------------	--	-----------

## （2）選定方法

- ① 本企画提案の審査については、本業務に関する選定委員が行う。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書および選定委員会により審査する。
- ③ 選定委員会（プレゼンテーション）

- ・開催日時 2025年5月15日(木曜)午後（予定）

※時間等詳細は改めて参加者に連絡する。

- ・場所 場所は改めて参加者に連絡する。

- ・プレゼンテーション方法

時間 : 説明20分、質疑応答15分

説明者：契約を締結した場合に本業務を主に担当する者が実施すること。

出席者：1事業者原則2名まで。

共同事業体の場合は、各構成員1名まで（合計3名まで）。

その他：プロジェクター及びスクリーンの使用可能。

追加資料の配布は不可。

※オンラインプレゼンテーションも可

- ④ 契約候補者の決定

評価点が最も高い事業者を契約候補者に選定する。なお、評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは、評価基準の「提案内容」の点数が最も高いものを優先する。

- ⑤ 評価点は60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の応募者は失格とする。

- ⑥ 応募者が1者である場合の措置

本事業に応募する者が1者であっても、選定委員会を開催するものとする。

### (3) 書類審査の実施

- ① 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合は、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。
- ② 書類審査の有無は、2025年5月8日(木曜)中に、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ③ 書類審査では、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等を審査し、選定委員全員の評価合計点数の上位5者を選定する。
- ④ 書類審査は非公開とし、審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ⑤ 書類審査の通過者のみが、選定委員会でのプレゼンテーションを実施する。
- ⑥ 書類審査を実施する場合、結果通知は下記のとおりとする。

結果通知予定：2025年5月13日(火曜)

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 企画提案書の全部又は一部を提出しない場合及び企画提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合。
- ⑤ 企画提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な審査ができない場合。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (5) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、各応募者の順位及び点数と契約候補者の社名を本市ホームページで公表する。
- ② 応募者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（本市の休日を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

## 8 留意事項

- 提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- すべての企画提案書は返却しない。
- 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募参加は無効とする。
- 本業務にかかる令和7年度一般会計予算が成立しない場合は、この募集に基づく契約は締結しないことがあるものとする。

## 9 担当部署（提出先・問い合わせ先等）

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階  
神戸市経済観光局農水産課 食都神戸担当  
E-mail shokuto@city.kobe.lg.jp 電話番号 078-984-0380